

○ 財務省告示第六十二号  
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の  
三 第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年  
（二十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に  
規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に  
定める日を次のように定める。  
平成二十四年二月十七日

財務大臣 安住 淳

財務大臣が平成二十三年（二十一年）東北地方  
太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響  
の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める  
日を平成二十四年四月一日とする。

宮 城 県	都 道 府 県
石巻市 鹿島市 東松島市 牡鹿郡 女川町	指 定 地 域